

# 阪神大震災復興対策の 早急な実施を望む

7・1・31

社団法人 関西経済連合会

当連合会は、一月二十四日に今回の震災が激甚災害の指定を受けたことを踏まえ、第一項目で激甚災害地域の特別援助を重ねて要望し、震災都市再建特別法制定に関して当面の過渡的措置として建築制限など私権の制限を含む諸施策の適宜適切な実施を追加して要望するため、一月三十一日(火)、「阪神大震災復興対策の早急な実施を望む」と題する意見書を取りまとめ、同日、内閣総理大臣はじめ関係省庁首脳に手交した。

阪神大震災(平成七年兵庫県南部地震)がもたらした被害は想像を絶する規模であり、今後のわが国社会・経済活動に及ぼす影響も計り知れないものがある。

政府・関係当局におかれては、被災者の救援など緊急対策に万全を尽くすとともに、下記の通り、ライフライン(電気・ガス・水道・電話)および鉄道・道路などの本格的復旧、住宅・商店・工場など被災地の復興と機能回復のため各般の特別施策を早急に講じてもらいたい。

## 一、激甚災害地域の特別援助

激甚災害法(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)に基づく今回の激甚災害指定地域においては、道路、下水道、港湾はじめとする公共土木施設とともに、民間が所有する施設の災害復旧事業等についても財政はじめ特別の援助を講じること。

記

## 二、九四年度第二次補正予算の早期編成・成立

被災者の住居確保など緊急かつ不可欠な復旧対策に万全の施策を講じるため、政府は被災地の深刻な被害の全容を早急に把握し、今年度第二次補正予算を直ちに編成するとともに、与野党一致協力して一刻も早い成立を図ること。

## 三、生活インフラ復興のための特別融資制度の創設

電気・ガス・水道・電話などいわゆるライフラインおよび鉄道、さらには企業活動の一日も早い復興のため、日本開発銀行などに特別融資制度を創設し、十分な資金を確保し速やかに実施すること。

### (1) 超低利融資制度の創設

現行融資制度要件に合致するものにとどまらず、電気・都市ガス・鉄道事業関連など復旧工事のうち既存の融資制度に進ずる事業については、特別に超低利、かつ融資期間・据置期間について弾力的に対応できる融資制度を設置する。

なお、融資金額は既存の融資枠を重点的に配分するとともに、さらに

十分な金額の追加を実施する。

### (2) 債務負担の繰り延べなど融資条件の弾力化

事業所、生産施設等の大半が失われるなど操業が極めて困難な事業を対象に、債務償還の繰り延べなど個別に条件変更を実施する。

### (3) 融資実行体制の整備

既存の取引先にあたっては、審査の迅速化等により、速やかなる融資実行体制を整備する。

## 四、震災都市再建特別法の制定

倒壊・焼失地域の復興事業を円滑に進めることなどを目的とし、権利調整や今後の再開発のあり方、財政支援などを定めた「震災都市再建特別法(仮称)」を検討すること。

その際、復興に至るまでの当面の過渡的措置として、建築基準法に基づき被災市街地における建築制限など私権の制限を含めた諸施策を適宜適切に実施すること。

以上